

泊発電所に関する通報連絡及び公表の取扱いについて

1 目的

北海道（以下「甲」という。）並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）は、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「安全協定」という。）」第11条第1項に定める事項及び安全協定に定めのないものであって、通報連絡を要する事項について、次のとおり通報連絡及び公表の取扱いを定める。

2 基本方針

- (1) 丙は、安全協定第1条の2の趣旨を踏まえ、安全協定第11条第1項に定める事項及び安全協定に定めのないものであって、通報連絡を要する事項が発生したときは、「3 通報連絡」及び「4 公表」に基づき、自らその事項の発生と対応状況について、甲及び乙に対して通報連絡するとともに積極的に公表するものとする。

また、丙は、通常とは異なる事象であって、通報連絡の定めのない事項についても、自主的かつ積極的に情報を提供し、公表に努めるものとする。

- (2) 甲及び乙は、丙から、上記に基づいて通報連絡のあった事項については、原則として全て公表するものとする。

- (3) 公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、事象の内容、程度等について道民にわかりやすく、適宜・的確な情報を提供するものとする。

なお、情報公開条例等において非開示とすることが妥当と判断される事項については、公表時には配慮することとする。

3 通報連絡

- (1) 対象事項

ア 安全協定第11条第1項に定める事項

イ アに定めのない事項であって、地域住民の安心の確保を図るために必要であると認める別に定める事項

- (2) 通報連絡責任者及び連絡系統

ア 連絡責任者

甲、乙及び丙は、相互の通報連絡を円滑に行うため、連絡責任者及びその代行者を定めるものとする。

なお、乙及び丙は、連絡責任者等に変更がある場合には、速やかにその旨を甲に連絡するものとし、甲は、その都度、乙及び丙に連絡するものとする。

イ 通報連絡系統

丙は、別に定める通報連絡系統図により、甲及び乙に通報連絡を行うものとする。

(3) 通報連絡の手段

丙は、(1)の対象事項の通報連絡を、原則として電話及びファクシミリで行うものとする。

(4) 通報連絡の時期

ア 通報連絡の時期については、別に定める。

イ 丙は、甲及び乙に通報連絡した内容をとりまとめの上、(1)アに定める事項については速やかに、(1)イに定める事項については必要に応じて、文書により報告を行うものとする。

また、その後の経過に応じて、随時続報を行うほか、通報連絡した内容について訂正及び追加が必要な場合は、直ちにその旨を通報連絡することとする。

4 公表

(1) 公表の内容

ア 3(1)に定める対象事項とする。

イ 上記の他、甲及び乙が必要と判断したものについては、協議の上、公表できるものとする。

なお、甲及び乙は、丙からの通報連絡の内容に、環境放射線モニタリングの内容や広報内容等を付することができる。

(2) 公表の方法

公表の方法については、別に定める方法によるほか、考えられる方法を用い、広く一般に周知が図られるように努めるものとする。

(3) 公表時期

ア 公表の時期については、別に定める。

イ 甲、乙及び丙は、その後の経過を、必要に応じて公表する。

5 北海道地域防災計画に基づく通報連絡との関係

丙は、異常の発生に伴う放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶおそれがある場合など、北海道地域防災計画に基づく通報連絡を行う必要が生じた時は、これを優先させるものとする。

6 通報連絡に関する様式

この取扱いにおける通報連絡の様式は、別に定める。

7 その他

この取扱いに定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この取扱いに定める事項について変更すべき事由が生じたとき又はこの取扱いに定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

この取扱いは、平成16年1月6日から施行する。

附則

この取扱いは、平成16年3月30日から施行する。

附則

この取扱いは、平成20年2月4日から施行する。

泊発電所に関する通報連絡及び公表基準（「泊発電所に関する通報連絡及び公表の取扱いについて」3（1）で定める事項）

区分	対象事項	北海道電力株式会社			北海道及び4町村	
		通報連絡手段	通報連絡時期	公表時期	公表時期	公表方法
安全協定第11条第1項各号に定める事項	①実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第134条各号に掲げる事項が発生し、国に報告する事態となったとき。 ②原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。	電話及びFAX （様式Ⅱ－1）	直ちに	速やかに	速やかに	・報道発表 ・ホームページ ・広報（随時）
安全協定第11条第1項各号に定める事項以外の事項	区分Ⅰ ①保安規定に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき ②放射線業務従事者以外の者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき、又は放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者の線量が法令に定める線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対し特別の措置を行ったとき ③新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき ④放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき ⑤発電所敷地内において火災が発生したとき（運転操作、作業等の意図に反して発生した燃焼現象で、消火作業が必要なき） ⑥排気筒から放射性廃棄物の計画外の排出があったとき（国への報告未済） ⑦原子力規制検査において、原子力規制委員会が安全重要度評価を「赤」、「黄」、「白」又は深刻度レベル評価を「SLⅠ」、「SLⅡ」、「SLⅢ」と判断したとき ⑧原子炉の運転中に1次冷却水の漏れがあると判断されたとき（格納容器サンプにおいて水位の上昇傾向が継続し、かつ、分析によって1次冷却水中に含まれる放射性物質が検出されたとき） ⑨原子炉の運転中に復水器への海水の漏れ込みがあると判断されたとき（復水の電気伝導率が有意に変化したとき） ⑩原子炉施設の故障により、原子炉が停止したとき又は停止が必要となったとき若しくは5%を超える原子炉の出力変化が生じたとき又は出力変化が必要となったとき（国への報告未済）	電話及びFAX （様式Ⅲ－1）	直ちに	速やかに	速やかに	・報道発表 ・ホームページ ・広報（随時）
	区分Ⅱ ①発電所敷地内で発生した事象について、消防、警察等に通報したとき *①－1 救急車の出動が、労働災害によるものと確認されたとき *①－2 発電所敷地内への不法侵入があったとき *①－3 同様の事象や関連する事象が、短期間に連続したとき ②自然現象等により、原子炉が停止したとき又は5%を超える原子炉の出力変化が生じたとき ③発電所の周辺100km圏内で震度4以上又は道内の何れかの地域で震度5弱以上の地震が観測されたとき *③－1 地元4町村内において震度4以上が観測されたとき又は発電所に被害があったとき ④発電所敷地外に反響するような大きな異常音が発生したとき *④－1 異常音が継続するとき	電話及びFAX （様式Ⅲ－1）		問い合わせ対応	問い合わせ対応	
	区分Ⅲ ①原子炉を停止することが必要となったとき（計画運転停止に係るものに限る） ②原子炉の運転に関連する主要な警報が発信したとき（誤警報、試験等を除く） ③エリアモニタ又はプロセスモニタの警報が発信したとき（誤警報、試験等を除く） ④1次冷却材中のよう素131濃度が通常の範囲から上昇し、燃料漏れが疑われるとき	電話及びFAX （様式Ⅲ－1）	翌営業日まで	翌営業日まで	速やかに	・報道発表 ・ホームページ ・広報（定時）
	区分Ⅳ ①安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検において軽度な故障があったとき（消耗品の取り替え等の簡易な修理、肉盛溶接等の通常行われる補修を除く） ②保安規定で定める運転上の制限を逸脱したとき（実用炉規則第87条第9号に基づき国に報告するとき） ③放射性物質を含んだ水の通常考えられない漏れがあったとき（国への報告未済）（増し締め等により速やかに漏えいが止まったとき又は既に止まっていた時等を除く） ④発電所主要建屋内において、放射性物質を含まない水の通常考えられない漏れがあったとき ⑤放射線業務従事者に1日あたり1mSvを超える計画外の被ばくがあったとき ⑥原子力規制検査において、原子力規制委員会が安全重要度評価を「緑」又は深刻度レベル評価を「SLⅣ」と判断したとき ⑦原子炉キャビティ又は使用済燃料ピットに異物（機器の部品、治具及び工具）を発見したとき ⑧テレメータシステムに係る故障があったとき	資料配布	1回/月 （前月分を10日までに） ②は翌営業日まで	1回/月 （前月分を10日までに） ②は翌営業日まで		

注1）区分Ⅰ～Ⅳの対象事項については、必要に応じて適宜見直すこととする。

注2）通報連絡を行うときは、必要に応じ、事項の内容、事項の発生箇所及びその他必要な資料を添付することとする。

注3）北海道電力株式会社の公表方法は、報道発表とホームページ（区分Ⅳはホームページのみ）とする。

注4）「国への報告未済」とは、実用炉規則第134条及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく報告に至らない事象をいう。

注5）公表に当たっては、プライバシー等に十分配慮する。

附則 この基準は平成16年1月6日から適用する。

附則 この基準は平成16年3月30日から適用する。

附則 この基準は平成17年8月15日から適用する。

附則 この基準は平成18年10月10日から適用する。

附則 この基準は平成20年2月4日から適用する。

附則 この基準は平成25年3月8日から適用する。

附則 この基準は平成25年11月12日から適用する。

附則 この基準は平成28年3月7日から適用する。

附則 この基準は令和2年4月1日から適用する